

「性暴力禁止法をつくろう」シリーズ 再犯防止のための加害者教育

性暴力被害の相談を受ける中で、近年被害者の低年齢化だけでなく、ポルノの影響か、加害者も低年齢化してきていることを実感します。しかし、加害者が若過ぎる場合、少年法はありますが、おとなの場合でも法的手段に訴える率は低いので、実際、加害者が、自分がなぜ性暴力犯罪を犯したのか考え、二度としないようにする教育を受ける機会はとて少ないのではないかと思います。また、加害者が成人で実刑を受けた場合も、再犯しないようにする教育は果たして十分保障され、効果を上げているのかどうか私たちにはわかりません。

一方、電車の中の痴漢被害を防ぐために鉄道警察隊が制作したリーフレットは、女性たちに「こういう場所は危ないので避けるように」と呼びかける内容なのです。どうして、加害者に対して性犯罪行動をするなという教育がないのだろうか！と怒ってしまいます。

被害者の気持ちをわかって心の底から反省してほしいと加害者に望むのは、レベルが高すぎて無理かもしれません。しかし、加害者に何の教育もせず再犯を繰り返すままに放置するのであれば、被害者が増える一方です。被害者の回復のために時間と労力を注ぐことが最優先であることは大前提として、それでも加害者への再犯防止教育は必要かつ重要ではないかと考えます。今回は加害者の矯正教育に携わってこられた藤岡淳子さんを講師にお招きし、加害者へのアプローチの実際を知るとともに、将来性暴力禁止法をつくる際に再犯防止・予防教育がどのように位置づけられるべきか追求したいと思います。ぜひ、みなさんご参加下さい。



● 日時 2011年 8月 23日 (火)
18時30分～21時

● 場所 ドーンセンター・中会議室
(大阪府男女共同参画・青少年センター)

● 講師 藤岡淳子 さん
(大阪大学大学院人間科学研究科教授)

● 会費 700円
*維持会員の方は無料です。

参加は
女性のみ

お問い合わせ

性暴力を許さない女の会

大阪市東淀川郵便局私書箱15号

TEL 06-6322-2313 (毎週火曜日 夜7～9時のみ)